

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係

(1) 国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定等の削除及び検討条項の再規定

- ① 既に期限が徒過している憲法改正国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定等（制定法附則3条）を削除する。
- ② 選挙権年齢等の引下げ（公職選挙法、民法等の改正）については、改めて、「改正法施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法附則に設ける。

(2) 経過措置

改正法施行後4年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢は、「20歳以上」とする。

2 公務員の政治的行為に係る法整備関係

(1) 純粋な勧誘行為及び意見表明についての国家公務員法等の特例並びに組織的勧誘運動の企画等に係る検討条項

- ① 公務員が行う国民投票運動については、賛成・反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、行うことができる。ただし、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。
- ② 組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方については、「改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法附則に設ける。

(2) 特定公務員の国民投票運動の禁止

裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

その違反に対し、罰則（6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）を設ける。

3 国民投票の対象拡大についての検討関係

○ 憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討条項の再規定

憲法改正問題についての国民投票制度については、改めて、「その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」旨の検討条項を改正法附則に設ける。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行する。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。